

安心端末保証利用規約

株式会社ジェイコム東京
株式会社ジェイコム埼玉・東日本
株式会社ジェイコム湘南・神奈川
土浦ケーブルテレビ株式会社
株式会社ジェイコム千葉
株式会社ジェイコムウエスト
株式会社ジェイコム九州
株式会社ケーブルネット下関
株式会社ジェイコム札幌
大分ケーブルテレコム株式会社
横浜ケーブルビジョン株式会社

2024年4月1日

第1条（利用規約）

表題記載の各社のうち、契約者がサービス提供を受ける地域を所管する会社（以下「当社」といいます。）は、安心端末保証利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより本規約第4条に定める個々の端末保証（以下総称して「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（規約の変更等）

当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第3条（定義）

本規約において、使用する用語の定義は次の通りとします。

用語	用語の意味
特別事業者	JCOM株式会社
特別事業者端末機器（別記2）	特別事業者が別に定める販売契約約款に基づき販売する端末機器。
登録機器	特別事業者端末機器であり、かつ、本規約に基づき提供される保証の対象となる機器。 なお、電池パック、ACアダプター等の付属品ならびにアクセサリ類は登録機器に含まれないものとする。
交換機器	登録機器が故障または破損した場合に、本規約の定めに従い、当該登録機器の代替品として当社が提供する端末機器。 なお、電池パック、ACアダプター等の付属品ならびにアクセサリ類は交換機器に含まれないものとする。
リフレッシュ品	交換機器として提供される端末機器のうち、原則として新品ではないもの。
メーカー	特別事業者端末機器の製造元、販売元または発売元。
自然故障	登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の定めに従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電氣的・機械的故障であり、かつメーカーの保証規約に基づく保証の対象となる故障。
物損	破損、破裂、異常電圧、水濡れ、その他急激な外因による偶発の事故により登録機器に生じた損害。
メーカー保証	メーカーが端末機器に付与する保証。

第4条（サービスの種類と保証内容）

本規約に定めるサービスは以下の各号の通りです。

（1）安心端末保証（新規申込受付終了）

項目	内容	
サービス名称	安心端末保証	
サービスの適用対象	登録機器及び交換機器	
保証期間	申込者が購入した特別事業者端末機器を受領した日の属する月を起算月とし、最長 36 か月間を保証期間とします。期間中に将来に向かった解約が可能です。また、契約更新はできません。保証期間は、端末機器を受領した日から開始します。既に端末保証をご利用で、本規約第 5 条の 2 に基づき、端末保証から、安心端末保証にサービスを変更する場合、申込者が購入した特別事業者端末機器を受領した日の属する月を起算月とし、最長 36 か月間を保証期間とします。期間中に将来に向かった解約が可能です。契約更新はできません。保証期間は、安心端末保証の利用契約が成立した日から開始します。	
サービス内容	① 保証期間内に端末機器に自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、当社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施すること ②当社が別に定める J:COM MDM 利用規約に基づくサービスの提供。	
料金	月額 500 円（税込 550 円）/台	
交換機器代（特別事業者端末機器①）	1回目	1,200円（税込1,320円）
	2 回目	2,000 円（税込 2,200 円）
	3 回目以降	5,000 円（税込 5,500 円）
交換機器代（特別事業者端末機器②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨）	1 回目	5,000 円（税込 5,500 円）
	2 回目	8,000 円（税込 8,800 円）
	3 回目以降	19,800 円（税込 21,780 円）
交換機器代（特別事業者端末機器④）	1 回目	7,500 円（税込 8,250 円）
	2 回目	10,500 円（税込 11,550 円）
	3 回目以降	22,300 円（税込 24,530 円）
機器損害金（特別事業者端末機器①）	12,000円（不課税）	
機器損害金（特別事業者端末機器②、⑥）	24,000 円（不課税）	

機器損害金（特別事業者端末機器③、⑤、⑦、⑧、⑨）	29,000 円（不課税）
機器損害金（特別事業者端末機器④）	48,000 円（不課税）

(2) 端末保証（新規申込受付終了）

項目	内容	
サービス名称	端末保証	
サービスの適用対象	登録機器及び交換機器	
保証期間	申込者が購入した特別事業者端末機器を受領した日の属する月を起算月とし、最長36か月間を保証期間とします。期間中の将来に向かった解約が可能です。契約更新はできません。保証期間は、端末機器を受領した日から開始します。	
サービス内容	保証期間内に端末機器に自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、当社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施することをいいます。	
料金	月額380円（税込418円）/台	
交換機器代（特別事業者端末機器①）	1回目	1,200円（税込1,320円）
	2回目	2,000円（税込2,200円）
	3回目以降	5,000円（税込5,500円）
交換機器代（特別事業者端末機器②、③、⑤、⑥）	1回目	5,000円（税込5,500円）
	2回目	8,000円（税込8,800円）
	3回目以降	19,800円（税込21,780円）
交換機器代（特別事業者端末機器④）	1回目	7,500円（税込8,250円）
	2回目	10,500円（税込11,550円）
	3回目以降	22,300円（税込24,530円）
機器損害金（特別事業者端末機器①）	12,000円（不課税）	
機器損害金（特別事業者端末機器②、⑥）	24,000円（不課税）	
機器損害金（特別事業者端末機器③、⑤、⑦、⑧、⑨）	29,000円（不課税）	
機器損害金（特別事業者端末機器④）	48,000円（不課税）	

(3) 安心端末保証48

項目	内容	
サービス名称	安心端末保証 48	
サービスの適用対象	登録機器及び交換機器	
保証期間	申込者が購入した特別事業者端末機器を受領した日の属する月を起算月とし、最長 48 か月間を保証期間とします。期間中に将来に向かった解約が可能です。また、契約更新はできません。保証期間は、端末機器を受領した日から開始します。	
サービス内容	①保証期間内に端末機器に自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、当社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施すること ②当社が別に定める J:COM MDM 利用規約に基づくサービスの提供。	
料金	月額 500 円（税込 550 円）/台	
交換機器代（特別事業者端末機器①）	1回目	1,200円（税込1,320円）
	2 回目	2,000 円（税込 2,200 円）
	3 回目以降	5,000 円（税込 5,500 円）
交換機器代（特別事業者端末機器⑱、㉓）	1 回目	1,000 円（税込 1,100 円）
	2 回目	1,000 円（税込 1,100 円）
	3 回目以降	3,600 円（税込 3,960 円）
交換機器代（特別事業者端末機器②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑲、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙）	1 回目	5,000 円（税込 5,500 円）
	2 回目	8,000 円（税込 8,800 円）
	3 回目以降	19,800 円（税込 21,780 円）
交換機器代（特別事業者端末機器④）	1 回目	7,500 円（税込 8,250 円）
	2 回目	10,500 円（税込 11,550 円）
	3 回目以降	22,300 円（税込 24,530 円）
機器損害金（特別事業者端末機器①）	12,000円（不課税）	
機器損害金（特別事業者端末機器②、⑤、⑥、㉖）	24,000円（不課税）	
機器損害金（特別事業者端末機器⑱、㉓）	3,600 円（不課税）	

機器損害金（特別事業者端末機器③、⑦、⑧、⑨、⑪、⑬、⑯、⑲）	29,000 円（不課税）
機器損害金（特別事業者端末機器④、⑳）	48,000 円（不課税）
機器損害金（特別事業者端末機器⑭）	35,000 円（不課税）
機器損害金（特別事業者端末機器⑮）	30,000 円（不課税）
機器損害金（特別事業者端末機器㉔）	28,800 円（不課税）
機器損害金（特別事業者端末機器㉕）	34,000 円（不課税）
機器損害金（特別事業者端末機器⑰）	21,600 円（不課税）
機器損害金（特別事業者端末機器㉗）	26,000 円（不課税）
機器損害金（特別事業者端末機器㉘）	32,000 円（不課税）

(4) 端末保証 for iPhone

項目	内容	
サービス名称	端末保証 for iPhone	
サービスの適用対象	登録機器及び交換機器	
保証期間	申込者が購入した特別事業者端末機器を受領した日の属する月を起算月とし、最長 48 か月間を保証期間とします。期間中に将来に向かった解約が可能です。また、契約更新はできません。保証期間は、端末機器を受領した日から開始します。	
サービス内容	保証期間内に端末機器に自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、当社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施すること	
料金	月額 600 円（税込 660 円）/台	
交換機器代（特別事業者端末機器⑩、⑫、	1回目	10,000円（税込11,000円）
	2 回目	15,000 円（税込 16,500 円）

②①、②②、②③)	3 回目以降	19,800 円 (税込 21,780 円)
機器損害金 (特別事業者端末機器①①)	58,000円 (不課税)	
機器損害金 (特別事業者端末機器①②)	65,000円 (不課税)	
機器損害金 (特別事業者端末機器①③)	36,550円 (不課税)	
機器損害金 (特別事業者端末機器①④)	43,000円 (不課税)	
機器損害金 (特別事業者端末機器①⑤)	37,200円 (不課税)	

第4条の2 (契約の単位)

契約は、特別事業者端末機器ごとに行います。

第5条 (契約の成立)

- 1 特別事業者へ特別事業者端末機器の購入の申込みを行う者による当該事業者端末機器の購入の申込の時に、本サービスの申込みを受付けます。
- 2 契約は、申込者が当社の定める手続に従い加入を申込み、当社がこれを承諾したときに成立します。
- 3 当社は、当該申込者との間で契約の締結を承諾しなかった場合、あるいはJ:COM MOBILE (プランa) 契約約款に定める当社からの契約の解除の条項に該当することを理由に契約を取消した場合、契約の申込みの承諾を行いません。
- 4 本サービスの月額利用料は、J:COM MOBILE契約を開始した日または特別事業者端末機器を受領した日の属する月の翌月を起算月とし、契約者は契約期間に該当する月数分、安心端末保証、端末保証については最長35か月間、安心端末保証48、端末保証 for iPhoneについては最長47か月間 (期間中の解約の場合には、解約月の保証代金の請求を持って終了となります。) の支払いを要します。

第5条の2 (サービスの変更)

契約者は、端末保証から、安心端末保証にサービスを変更することができます。ただし、保証期間は変更前から継続するものとします。サービスの変更を行った場合、変更翌月の請求から、安心端末保証サービスの月額利用料を適用します。

第6条 (交換機器の提供)

保証期間中、登録機器に本サービスの対象となる故障または損害が生じた場合、当社は第3条に定めるサービス内容の範囲において交換機器代を契約者が負担することにより、交換機器との交換を行うことができます。

- 2 交換前の登録機器 (以下「修理品」といいます。) のプログラムやデータは契約者の責任において保存等を行う事とします。また、修理品が特別事業者端末機器①①、①②、①③、①④、①⑤の場合は、契約者の責任において必ず当社が指定する初期化等を行う事とします。
- 3 交換機器の送付及び修理品の送付にかかる費用は、本サービスに含まれます。ただし、交換機器の交換に際し、当社に交換機器を送付する場合には、契約者は当社が指定する宅配事業者を利用するものとします。

また、本サービスの保証対象外となる故障及び損害の場合には、交換機器の交換にかかる費用の実費を請求します。

4 本条に基づく交換機器の提供により、修理を依頼された登録機器の所有権は、当該交換機器の提供と引き換えに当社に移転するものとし、当社は、事後、かかる登録機器を契約者に返却する義務を負わず、これを任意に処分することが出来るものとしします。

5 前項に基づき当社が提供した交換機器が動作しない場合は、契約者は交換機器の受領の日から10日間以内にJ:COMカスタマーセンターに連絡するものとしします。この場合、当社は交換機器を無償で交換し、故障品を回収します。当社より提供した交換機器の受領の日から起算して10日以内に発覚した不具合（以下「初期不良」といいます。）にかかる送料等の費用は当社にて負担します。なお、交換機器の受領の日から11日以降には、交換機器の不具合は、通常の故障として対応します。

6 本サービスにより当社が契約者に提供する交換機器は、原則として特別事業者端末機器と同一機種であり、かつ同一色であるものとしします。ただし、特別事業者端末機器と同一機種または同一色の機器が製造中止、在庫の枯渇等の理由により調達困難な場合、特別事業者端末機器と同等かそれ以上の機能を有すると当社が判断する機種または色の端末機器を交換機器としします。

7 交換機器に搭載されるオペレーティングシステムのバージョンは、故障または損害発生時に当該端末機器に搭載されていたオペレーティングシステムのバージョンと異なる場合があります。

8 交換機器はリフレッシュ品が提供されます。

9 契約者が交換機器を受領後、2週間を経過しても修理品が当社に届かない場合、または修理品が特別事業者端末⑩、⑫、⑳、㉑、㉒の場合で、契約者による初期化等がされていない場合には、商品の交換の申出そのものがなかったものとみなし、購入者は、交換機器の返却の義務を負うものとしします。

10 前項の場合で、かつ、交換機器の返却がなされない場合、当該交換機器の返却に代えて、その賠償責任を負うものとしします。購入者が当該賠償責任を履行した場合、購入者は前項の交換機器の返却義務を免れるものとしします。購入者が負担する賠償責任の額は第4条に規定する機器損害金としします。

11 一度受付し、端末をお受け取りになられた場合、交換のキャンセルを受け付けすることはできません。

第7条（データ）

本サービスに基づく交換機器の提供の前に、契約者の責任において登録機器のプログラムやデータのバックアップ等の必要な措置を講じること及び交換機器を受領する前にそのプログラムや個人情報を含むデータ等を削除することとし、当社は一切関与しないものとしします。

2 本サービスにより回収した登録機器に保存されたプログラムや個人情報を含むデータ等は消去します。当社は登録機器に保存されたプログラムや個人情報を含むデータ等の消去に関して一切責任を負いません。

3 契約者が登録機器に保存されたプログラムや個人情報を含むデータ等を消去しなかったために生じた情報の流出及び漏洩等に関して当社は一切責任を負いません。

第8条（失効）

次の場合、本契約に基づく保証は失効するものとしします。

- (1) 保証期間が終了したとき。
- (2) 契約者が本契約の解約を申し入れたとき。

- (3) 契約者が保証期間終了前に第三者に対し登録機器を贈与、または譲渡されたとき。
- (4) J:COM MOBILE契約を解約または解除したとき。

第9条（初期不良）

初期不良等の理由により、登録機器に対する交換品がメーカーから提供された場合は、J:COMカスタマーセンターまでご連絡下さい。登録機器の製造番号の登録変更手続きを行います。本通知が当社へ行われなかった場合、保証を受けられなくなることがあります。また、本条での交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

第10条（諸費用）

以下の各号のいずれかに該当する費用は、別途当社から請求することがあります。

- (1) 登録機器または交換機器の修理において、契約者が申告した故障または損害等の現象が再現しない場合。また、現象が再現しない場合の予防修理費用。
- (2) 登録機器の購入後に取り付けられた付加物（メーカー純正部品を含む）の故障、またはこれらの付加物に起因する故障、損害にかかる費用。
- (3) 第11条（保証の対象とならない場合）に該当する場合に発生する費用。
- (4) 本サービスの修理品の送付に際して、契約者が修理品以外を添付したことによる当社から契約者への添付品の返送費用。また、送付された内容物に、修理品が含まれていなかった場合、契約者が修理品を当社へ再送するためにかかる一切の費用。

第11条（保証の対象とならない場合）

直接・間接にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた登録機器の損害については本サービスの対象外とします。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による登録機器に生じた故障または損害。
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波またガス害・塩害・公害による登録機器に生じた損害。
- (3) 登録機器の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。またはねずみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故障または損害。
- (4) 登録機器のオプション製品・バッテリー・ACアダプタ・アクセサリ等、購入後追加された部品（SDカード類、SIMカード類、保護シート）の故障または損害。
- (5) 登録機器に格納されたソフトウェアのバグ、コンピューターウイルス等による故障または損害、また(4)で記載する製品または部品のインストール・設定等のユースウェア障害または不正なインストールや設定による故障または損害、対象製品の清掃料金。
- (6) 登録機器の表示装置パネル及びバックライトの経時による劣化（輝度の低下、フォーカスの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付け等）。
- (7) 契約者の登録機器の不適正な使用または不適切な維持・管理による故障または損害。
- (8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性に基づく事故による登録機器に生じた故障または損害。
- (9) 地盤変動または地盤沈下を原因とする事故または損害。
- (10) 登録機器の故障または損傷に起因して他の接続機器（ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは損傷等の損害。

- (11) 登録機器の使用上支障のない外観のキズ、症状の出ない不良等。
 - (12) 登録機器の移動、誤用、不注意、消耗品の使用及び機械及びソフトウェアの改造（ジェイルブレイク等含む）。
 - (13) 登録機器の機械、機構の仕様、ソフトウェアのプログラムの仕様及び日本国外で生じた損害または日本国内で修理不可能な故障及び損害。
 - (14) 登録機器の差し押さえ、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
 - (15) 登録機器の盗難、紛失、詐欺または横領による損害。
 - (16) 契約者の故意・重過失により生じた損害。
 - (17) 契約者が申告した故障症状が、当社にて保証の対象と判断できない、または再現できない場合。
 - (18) メーカーの倒産、事業撤退等によりメーカーがその責任により本製品の修理が行えない場合（事業継承等が発生し、メーカーと同水準・同条件にて修理可能な第三者がいる場合は除く）。
 - (19) 本サービス以外の保証契約、または保険契約を用いて修理または保証が可能な故障及び損傷の場合。
 - (20) 提携事業者または当社の指定した方法以外の方法を用いて修理を行った場合。
 - (21) 保証期間が終了した後（本サービスの失効を含む）に故障の報告または修理の請求がなされた場合。
 - (22) メーカーが登録機器のリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる登録機器の修理。また、リコールの結果、代替品が提供された場合の当該代替品。
 - (23) 登録機器の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）。
 - (24) 登録機器の故障または損傷に起因して生じた登録機器その他の財物使用の阻害によって生じた損害（逸失利益等の間接損害・経済損害）。
 - (25) 契約者本人以外からの申告の場合（ただし、やむを得ない事情により家族・または正式な代理人からの申請手続きであり、それが証明された場合を除く）。
- 2 前項各号に定める事項は、交換機器においても準用します。

第12条（支払いに関する条件等）

月額利用料金、交換機器代等の支払方法その他支払いに関する条件は、本規約に定めるものを除き、J:COM MOBILE契約者においてはJ:COM MOBILE（プランa）契約約款に定めるところによります。

第13条（契約の解除）

次のいずれかに該当する場合、当社は契約を解除します。

- (1) 当社は、契約者が本規約またはJ:COM MOBILE契約者においてはJ:COM MOBILE（プランa）契約約款に定める当社からの契約の解除の条項に該当した場合、本契約を解除することができます。
- (2) 前号解除権の行使は、当社から当該契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

- (3) 本条第1号により本契約が解除された場合、契約者は、当該時点で当社に対して負担する本サービスの利用に係わる一切の債務（本規約、J:COM MOBILE（プランa）契約約款に基づく債務に限定されません。）につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに現金で一括し当社に支払わなければなりません。

第13条の2（クーリング・オフ等）

本サービスの申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、文書又は電磁的記録により契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による契約の解除は、同項の文書又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。この場合、当社は申込者に対し、いかなる費用の負担も求めません。

第14条（契約者による契約の解除）

契約者が本契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知します。この場合、契約者から当社に対してかかる通知があった日をもって、本契約は解除となります。ただし、解除のあった当月に既に支払われた月額費用の返金はいりません。

- 2 契約者がJ:COM MOBILE契約者でかつJ:COM MOBILE契約を解除したときは、第1項を適用します。

第15条（個人情報）

当社は、契約者の個人情報を適切に保護し、本サービスの提供及び本サービスの提供に必要な合理的な範囲で利用させていただきます。

- 2 当社は、次の各号に該当するときを除き契約者の個人情報を第三者に提供いたしません。

- (1) 契約者の同意がある場合。
- (2) 契約者個人の識別が出来ない統計データ等二次的データとして開示する場合。
- (3) 法令により開示が求められた場合。
- (4) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (6) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 3 当社は、契約者またはJ:COM MOBILEの利用者の個人情報を、本サービス履行の目的のために必要な範囲内で業務委託先に委託する場合があります。

- 4 当社は、本サービスの提供にあたって、本契約者から取得した個人情報については当社のJ:COM MOBILEサービスの加入申込書における「個人情報の取り扱いについて」の同意事項を本サービスの提供においても有効とします。

- 5 本サービスの提供における個人情報の取扱いは、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

第16条（本サービスの提供の中止）

当社は次の各号に定める事由のいずれか一つ発生したとき、契約者に何らの催告を要せず、直ちに本サービスの提供を中止することが出来るものとします。その場合に、既に支払われた月額料金は返還しません。

- (1) 本規約の条件に違反し、書面による催告後30日以内に当該違反が是正されないとき。

- (2) 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または競売を申し立てられたとき。
- (3) 自ら振出もしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (4) 民事再生、会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てを行ったとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、解散または組織変更の決議をしたとき。
- (6) その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第17条（反社会的勢力の排除）

契約者は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者

2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社等の信用を毀損し、または当社等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、契約を締結すること、または本サービスを継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との本サービスの契約について、解除等（本サービスの契約の申込みを承諾しないことまたは催告なしに本サービスの契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。

- (1) 契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (2) 契約者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
- (3) 契約者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないときまたは当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

4 前項の規定の適用により、契約が解除された場合、契約者は、本サービスの契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

5 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害または費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

第18条（損害賠償）

契約者は、本サービスに関して当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実
に発生した直接かつ通常の損害に限り当社に請求出来るものとします。但し、当社の故意
または重過失による場合は除きます。

第19条（交換部品等の所有権）

本サービスの修理保証に則って交換機器と交換された修理品の所有権は、全て当社に帰
属するものとします。

第20条（合意管轄）

本サービスに関して契約者と当社の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的
管轄裁判所とします。

第21条（返金）

契約者が本サービスに基づく保証を失効した場合、当社は既に受領している料金の返金
は行いません。

別記

1 提携事業者

ヤマト運輸株式会社

2 特別事業者端末機器

- ① LG Wine Smart (LGS01)
- ② LG G Pad 8.0 L Edition (LGT01)
- ③ 富士通 arrows M02
- ④ ソニー Xperia Z2 tablet (SGP511J2)
- ⑤ LG X screen (LGS02)
- ⑥ LG G Pad 8.0 III (LGT02)
- ⑦ 富士通 arrows M03
- ⑧ SHARP AQUOS L2
- ⑨ HUAWEI P10 lite
- ⑩ iPhone 6s(リファーマビッシュ)
- ⑪ HUAWEI P20 lite
- ⑫ iPhone7 (リファーマビッシュ)
- ⑬ HUAWEI Media Pad T5
- ⑭ 京セラ BASIO3
- ⑮ SAMSUNG Galaxy A30
- ⑯ SAMSUNG Galaxy Tab A10.1
- ⑰ 京セラ BASIO4
- ⑱ SAMSUNG Galaxy A20
- ⑲ SHARP AQUOS sense3
- ⑳ au Certified iPhone XR (認定中古品)
- ㉑ au Certified iPhone XS (認定中古品)
- ㉒ au Certified iPhone XS Max (認定中古品)
- ㉓ SAMSUNG Galaxy A21
- ㉔ SHARP AQUOS sense5G
- ㉕ SHARP AQUOS sense6s
- ㉖ SHARP AQUOS wish
- ㉗ SAMSUNG Galaxy A23 5G
- ㉘ SHARP BASIO active
- ㉙ SHARP AQUOS sense8

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年4月1日から実施します。

(規約の変更)

平成31年3月31日時点において株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川および株式会社ジェイコム東葛葛飾（以下「再編前ジェイコム各社」といいます）ならびに表題記載の各社の本名称の規約は、平成31年4月1日をもって本規約に変更するものとします。

(債権債務の承継)

平成31年3月31日時点において再編前ジェイコム各社が有する債権はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本規約に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

再編後ジェイコム各社は、契約者が再編前ジェイコム各社の規定に基づき行った行為を、本規約に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年4月25日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年6月1日から実施します。

なお、第3条(1)、(3)および別記の⑮に係る項目は2019年6月6日より実施します。

(規約の変更)

2019年5月31日時点において株式会社ジェイコムイーストならびに表題記載の各社の本名称の規約は、2019年6月1日をもって本規約に変更するものとします。

(債権債務の承継)

2019年5月31日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本規約に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

前項にて承継を行ったジェイコム各社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本規約に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置) この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本規約に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月28日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年9月17日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年10月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月18日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月8日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年6月1日から実施します。

(経過措置1)

別記2 特別事業者端末機器に記載のある⑤ LG X screen (LGS02) について、2018年2月14日までに購入されたものについては、本規約の記載によらず、契約締結時の提供条件に基づき、以下の条件で本サービスの提供を行うものとする。

機器損害金	33,000円（不課税）
-------	--------------

(経過措置2)

別記2 特別事業者端末機器に記載のある⑦ 京セラ BASIO4について、2021年2月17日までに購入されたものについては、本規約の記載によらず、契約締結時の提供条件に基づき、以下の条件で本サービスの提供を行うものとする。

機器損害金	35,000円（不課税）
-------	--------------

(経過措置3)

別記2 特別事業者端末機器に記載のある⑧ SAMSUNG Galaxy A20について、2021年2月17日までに購入されたものについては、本規約の記載によらず、契約締結時の提供条件に基づき、以下の条件で本サービスの提供を行うものとする。

交換機器代	1 回目	5,000 円（税込 5,500 円）
	2 回目	8,000 円（税込 8,800 円）

	3 回目以降	19,800 円（税込 21,780 円）
機器損害金	26,000円（不課税）	

（経過措置4）

別記2 特別事業者端末機器に記載のある⑱ SAMSUNG Galaxy A20について、2021年2月18日から2021年4月7日までに購入されたものについては、本規約の記載によらず、契約締結時の提供条件に基づき、以下の条件で本サービスの提供を行うものとする。

交換機器代	1 回目	5,000 円（税込 5,500 円）
	2 回目	8,000 円（税込 8,800 円）
	3 回目以降	10,000 円（税込 11,000 円）
機器損害金	18,000円（不課税）	

（実施期日）

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021年8月25日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021年12月15日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022年4月13日から実施します。

（経過措置）

別記2 特別事業者端末機器に記載のある㉓ SAMSUNG Galaxy A21について、2022年4月13日までに購入されたものについては、本規約の記載によらず、契約締結時の提供条件に基づき、以下の条件で本サービスの提供を行うものとする。

交換機器代	1 回目	5,000 円（税込 5,500 円）
	2 回目	8,000 円（税込 8,800 円）
	3 回目以降	19,800 円（税込 21,780 円）
機器損害金	23,000円（不課税）	

（実施期日）

この改正規定は、2022年4月27日から実施します。

（経過措置）

別記2 特別事業者端末機器に記載のある㉔ au Certified iPhone XS Max（認定中古品）について、2022年4月27日までに購入されたものについては、本規約の記載によらず、契約締結時の提供条件に基づき、以下の条件で本サービスの提供を行うものとする。

機器損害金	50,000円（不課税）
-------	--------------

(実施期日)

この改正規定は、2022年6月16日から実施します。

(経過措置)

別記2 特別事業者端末機器に記載のある⑭ SHARP AQUOS sense5Gについて、2022年6月16日までに購入されたものについては、本規約の記載によらず、契約締結時の提供条件に基づき、以下の条件で本サービスの提供を行うものとする。

機器損害金（特別事業者端末機器⑭）	32,000 円（不課税）
-------------------	---------------

(実施期日)

この改正規定は、2022年7月14日から実施します。

(経過措置)

別記2 特別事業者端末機器に記載のある⑮ 京セラ BASIO4について、2022年7月14日までに購入されたものについては、本規約の記載によらず、契約締結時の提供条件に基づき、以下の条件で本サービスの提供を行うものとする。

機器損害金（特別事業者端末機器⑮）	29,000 円（不課税）
-------------------	---------------

(実施期日)

この改正規定は、2022年10月5日から実施します。

(経過措置)

別記2 特別事業者端末機器に記載のある⑯ SHARP AQUOS wishについて、2022年10月4日までに購入されたものについては、本規約の記載によらず、契約締結時の提供条件に基づき、以下の条件で本サービスの提供を行うものとする。

交換機器代	1 回目	5,000 円（税込 5,500 円）
	2 回目	8,000 円（税込 8,800 円）
	3 回目以降	10,000 円（税込 11,000 円）
機器損害金	18,000円（不課税）	

(実施期日)

この改正規定は、2022年10月27日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年2月8日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年3月31日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年11月9日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。